

美郷町ひなた暮らし移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、移住・定住の促進及び地域の人材不足の解消に資するため、予算の範囲内において、美郷町ひなた暮らし移住支援金（以下「ひなた支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（平成18年美郷町規則第48号）及び宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領（令和元年7月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課定め。以下「県要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 ひなた支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 2人以上の世帯 1世帯当たり100万円。なお、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算
- (2) 単身世帯 30万円

(交付要件)

第3条 ひなた支援金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 就職・起業移住支援事業

(ア) 及び(カ)に定める要件を満たす者のうち、(イ)から(オ)までのいずれかの要件を併せて満たす者。

(ア) 移住等に関する要件

① 移住元に関する要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上対象地域に在住し、かつ、対象地域事業所へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）するとともに（注記1）、住民票を移す直前に、連続して1年以上、対象地域に在住していたこと（注記2）、又は、「宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領」第5の1（1）①（ア）の移住元要件に該当すること。

ただし、対象地域に在住しつつ、対象地域の大学等へ通学し、対象地域の企業等へ就職した者については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。（注記3）

注記1：対象地域から県内市町村に転入し、別表1に掲げる人材確保支援策を活用して農林漁業の研修を受けた者（「農林漁業研修受講者」という。以下同じ。）については、当該研修受講のために住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上対象地域に在住し、かつ、対象地域事業所への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

注記2：農林漁業研修受講者については、当該研修受講のために住民票を移す直前に連続して1年以上対象地域に在住していたこと。

注記3：『対象地域』については、国制度の対象とならない東京圏（埼玉県、千葉県、

東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）、福岡県とする。

② 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 美郷町内に転入したこと。
- b 県においてひなた暮らし移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内（注記 4）であること。
- d 美郷町に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

注記 4：農林漁業研修受講者については、転入日は当該研修を受講するために対象地域から県内市町村に住民票を移した日とし、転入後の農林漁業研修期間については、申請期間である 1 年間の算定に含めない。

③ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は（第 2 条の世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、県及び美郷町が認める場合を除く。
- d その他宮崎県又は美郷町がひなた支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(イ) 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が対象地域以外の地域に所在すること。
- ② 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ③ 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業でないこと。ただし、就業先が町内の場合に限り、対象とする。
- ④ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて「宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領」第 5 の 2（2）に選定された対象事業所に就業していること。
- ⑤ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金対象として掲載された日以降であること。
- ⑥ 当該事業所に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が対象地域以外の地域に所在すること。
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ③ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(ウ) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ② 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ③ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(エ) 関係人口に関する要件

次に掲げる支給対象者の要件のいずれか、かつ、地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。

- ① 支給対象者の要件
 - a 転入する以前から本町に3親等以内の親族が居住していること。
 - b 本町に居住歴のある者。
- ② 地域の担い手で確保の要件】
 - a 農林水産業に就業する者。
 - b 家業等へ就業する者。

(オ) 起業に関する要件

1年以内に県要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(カ) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ② 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ③ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県においてひなた暮らし移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。
- ④ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

- ⑤ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(２) 農林漁業等就業移住支援事業

(ア) 及び(カ)に定める要件を満たす者のうち、(イ)から(オ)までのいずれかの要件を満たす就業・起業・事業承継をした者。

(ア) 移住等に関する要件

前号(ア)に同じ。

(イ) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 県内の個人経営事業所に就業した者のうち、別表１に掲げる農林漁業又は医療福祉事業等に係る人材確保支援策を活用した者であること。
- ② 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて①の個人経営事業所に就業していること。
- ③ ①の事業所に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ウ) 町長承認の起業に関する要件

① 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県においてひなた暮らし移住支援事業の詳細が公表された後に個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- b 県内において法人の登記又は個人事業の開業の届出を行う者。
- c 申請を行う者又は上記 a で設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- d 移住支援金の申請日から５年以上、申請を行う者が代表する上記 a の会社等を継続する意思を有していること。
- e ひなた支援金の交付を受けようとする者は、あらかじめ起業承認申請書（様式第 1 号）に、美郷町商工会等支援機関から助言を受けて作成した事業計画書（様式第 2 号）を添えて、町長に提出するものとする。

② 対象となる事業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 当該地域におけるサービスの供給が十分ではなく、地域コミュニティの維持に必要な事業であること。
- b 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。
- c 県内で実施する事業であること。
- d 県においてひなた暮らし移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に新たに起業する事業であること。
- e 申請前に、本人確認書類及び商工会等支援機関の支援を受けて作成した事業計画書を美郷町に提出し、美郷町長の承認を得た事業であること。

- f 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む事業でないこと。

(エ) 自営での農林漁業への就業に関する要件

① 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県実施要領及び本要綱の別表 1 に掲げる農林漁業に係る人材確保支援策を活用した者であること。
- b 県においてひなた暮らし移住支援事業の詳細が公表された後に、県内において、自営での農林漁業に就業したこと
- c 移住支援金の申請日から 5 年以上、申請を行う者が自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

(オ) 事業承継に関する要件

① 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a ひなた暮らし移住支援事業の詳細が公表された後に県内に所在する個人事業 若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の事業を承継し、その代表者となる者であること。
- b 申請を行う者又は承継する法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- c 移住支援金の申請日から 5 年以上、申請を行う者が承継する上記 a の事業を継続する意思を有していること。

② 承継事業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 承継する事業の内容が、地域経済の活性化又はコミュニティの維持に資するものであること。
- b 県内で実施する事業であること。
- c 県内の事業承継支援機関による支援を受け、ひなた暮らし移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に事業承継が成立したこと。
- d 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む事業でないこと。

(カ) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

前号（カ）に同じ。

（交付の申請）

第 4 条 ひなた支援金の交付を申請しようとする者は、移住支援金交付申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、町に転入した日の翌日から起算して 1 年以内の間に、町長に提出するものとする。

（１）就職・起業移住支援事業

a 申請時に必要となる書類（共通）

- ・写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等提示により本人確認でき

る書類)

- ・ 申請書（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）
- ・ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
※転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の附票の写しにより確認する。
- ・ 前条（１）の（オ）の確認書類として、県要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し（起業した場合に限る。）
- ・ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- b 対象地域における企業等への通勤者のみ提出が必要な書類
 - ・ 対象地域で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- c 対象地域に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ・ 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
 - ・ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- d 対象地域の大学等に通学し、対象地域の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
 - ・ 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - ・ 対象地域で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- e 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類
 - ・ 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
※転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の附票の写しにより確認する。
- f 移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・ 就業先企業等の就業証明書（様式第４号－１または様式第４号－４）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
- g 移住支援金（テレワークの場合）申請者のみが必要な書類
 - ・ 所属先企業等の就業証明書（様式第４号－２及び様式第４号－３）（自己の意思等を確認できる書類）
- h 移住支援金（関係人口の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・ 支給対象者の要件への該当が確認できる書類
 - ・ 地域の担い手対策確保の要件への該当が確認できる書類
- i 移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・ 起業支援金の交付決定通知書

（２）農林漁業等就業移住支援事業

- a 申請時に必要となる書類（共通）
 - ・ 写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等提示により本人確認できる書類）

- ・申請書（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）
- ・移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
※転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の附票の写しにより確認する。
- ・移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- b 対象地域における企業等への通勤者のみ提出が必要な書類
 - ・対象地域で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- c 対象地域に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ・開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
 - ・個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- d 対象地域の大学等に通学し、対象地域の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
 - ・卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - ・対象地域で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- e 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類
 - ・移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

※転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の附票の写しにより確認する。
- f 移住支援金（個人事業所就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・就業先事業所の就業証明書（様式第5号）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
 - ・支援策活用証明書（様式第6号）

※就業開始を要件とした支援策の場合は、当該支援策の交付決定の写しに替えることができる。
- g 移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・起業に係る美郷町長の承認を証する書類（様式第7号）
- h 移住支援金（農林漁業自営就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・支援策活用証明書（様式第6号）

※自営開始を要件とした支援策の場合は、当該支援策の交付決定の写しに替えることができる。
- i 移住支援金（事業承継の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・事業承継支援証明書（様式第8号）
 - ・事業承継の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業計画書等）
- j 農林漁業研修の受講後に申請する者のみ提出が必要な書類
 - ・研修計画書、就業のための資金や給付金等に係る交付決定通知書、その他、受講内容、受講地及び受講期間が確認できる書類（様式第9号）

- ・修了証書の写し（研修機関より発行がある場合）

（交付決定及び額の確定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、ひなた支援金の交付が適当であると認めるときは、美郷町ひなた暮らし移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第6条 ひなた支援金の交付決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付申請書（様式第11号）を町長に提出するものとする。

（再交付決定及び通知）

第7条 町長は、前条に規定する交付決定通知書再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書を再交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 宮崎県及び美郷町は、ひなた暮らし移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、ひなた暮らし移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第9条 町長は、支援対象者が次の表に掲げる要件に該当すると認める場合は、ひなた支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町が認め、宮崎県知事が同意した場合はこの限りではない。

要件	返還額
虚偽の申請等をした場合	全額
ひなた支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合	
ひなた支援金の申請日から1年以内にひなた支援金の要件を満たす職（第3条（1）の（イ））に該当する就職に限る。）を辞した場合	
ひなた支援金の申請日から1年以内に起業支援事業に係る交付決定又は起業にかかる町長の承認を取り消された場合	
ひなた支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさないことが明らかと町長が判断し、交付決定を取り消された場合	
ひなた支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合	半額

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、ひなた支援金の交付に必要な事項は、町が宮崎県と協議して定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から同日以降に転入した者に適用する。

2 令和7年3月31日以前に転入した者については、以下に記載するものを除き、改正後の要綱のとおりとする。

（1）就職に関する要件

第3条の（1）の（イ）の1）③については、「就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業でないこと。」とする。

（2）テレワークに関する要件

第3条の（1）のウについては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

（イ）デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

3 前項に掲げる期間に転入した者を対象とする別表1に掲げる人材確保支援策については、以下のとおりとする。

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（経営開始支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（初期投資促進事業）
水産庁	経営体育成総合支援事業（長期研修事業）
水産庁	経営体育成総合支援事業（次世代人材投資（準備型）事業）
県（産業政策課）	フードビジネス支援体制強化事業
県（山村・木材振興課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業（みやざき林業大学校（長期課程）研修事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就農者支援事業（新規就業準備給付金事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就農者支援事業（経営開始給付金事業）
県（医療政策課）	宮崎県ナースセンター事業

県（こども政策課）	保育士支援センター運営体制整備事業
宮崎県漁村活性化推進機構	漁業ＤＸによる担い手確保育成事業 （漁業スタートアップ研修）

別表１を次のように改める。

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（経営開始支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（初期投資促進事業）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（地域計画早期実現支援枠）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（世代交代円滑化タイプ）
水産庁	経営体育成総合支援事業（長期研修支援事業）
水産庁	経営体育成総合支援事業 （次世代人材投資（準備型）事業）
県（企業振興課）	フードビジネス支援体制強化事業
県（山村・木材振興課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業 （みやざき林業大学校（長期課程）研修事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 （新規就業準備給付金事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 （経営開始給付金事業）
県（医療政策課）	宮崎県ナースセンター事業
県（こども政策課）	宮崎県保育人材就職支援センター運営事業
県（水産政策課）	漁業ＤＸによる担い手確保育成事業 （経営開始資金等交付事業）
宮崎県漁村活性化推進機構	漁業ＤＸによる担い手確保育成事業 （漁業スタートアップ研修）
宮崎県農業振興公社	新規就農支援研修生助成事業
町（農林振興課）	新規就農給付金事業